

第1章 基本原則

第一節 基本原則の概要

一 基本原則の概念

民事訴訟法の基本原則は、民事訴訟の全過程の重要な段階で¹⁾指導的役割を果たす規範である²⁾。民事訴訟の目的・基本原理・内在的法則・手続的価値を反映し、民事訴訟法の制定・解釈・適用の根拠となり、人民法院、当事者およびその他の訴訟参加者が民事訴訟を行うにあたって従わなければならない根本的規則である。

二 基本原則の機能

民事訴訟法の制定にあたっては立法目的を反映しなければならないが、立法目的自体は抽象的にすぎるため、具体的手続規則への橋渡しが必要であり、民事訴訟の基本原則がその使命を担う。基本原則の連結により、具体的手続規則は立法目的を中心とする有機的統一体となる。

また、民事訴訟法規範体系における重要な構成要素として、民事訴訟法の基本原則は、当事者、裁判所およびその他の訴訟参加者が民事訴訟を行う基本的行為規範であり、基本原則に反する訴訟行為は無効である。しかし、基本原則は高度に概括的、抽象的であり、行為規範として働く場面は限られる。訴訟手続上の問題について、手続規則を欠いている、あるいは規定はあるが曖昧である、相互に矛盾するといった場合にその役割を果たすことになる。民事訴訟において、裁判所が裁判にあたって依拠する手続法の根拠は民事訴訟法の具体的な制度と手続規

1) このように考える見解によれば、後述、基本原則の体系の説明のように、単に一部の手続段階にのみ適用されるものは、基本原則には含まれないと解される。

2) 江伟・肖建国主編『民事訴訟法〔第7版〕』（中国人民大学出版社・2015年）47頁参照。

則でなければならず、民事訴訟法の基本原則を直接適用すべきではない。しかし、民事訴訟の複雑性と立法の限界から、立法に遺漏、曖昧さ、相互矛盾が生ずることは否めず、裁判官は現行の具体的制度と手続規則に従い判断することができず、あるいは判断できても公平と正義の観念に明らかに反する結果となり得る。このような場合には、裁判官は裁量権を行使し、基本原則の解釈により、基本原則を直接裁判の根拠とし、立法の不備を補うことができる。基本原則は、裁判官の創造的司法機能を指導すると考えられる。しかしながら、民事実体法と異なり、当事者の訴訟行為に対する裁判官の評価は、往々にして裁判所の利益に関わるので、基本原則を適用し具体的手続規範を回避することにより当事者の訴訟上の権利を不当に侵害する結果をもたらし得ることから、基本原則のこの機能は、厳格に制限されなければならないと指摘される³⁾。

三 基本原則の体系

「民事訴訟法」第1章は、「任務・適用範囲及び基本原則」を定めており、任務と適用範囲を除く5条から16条には、議論はあるが⁴⁾、基本原則以外の一般原則と基本的制度も含まれていると解される。

その説明は一様ではないが、たとえば、合議・回避・公開裁判・二審終審の原則(10条)は民事裁判の基本的制度であり、基本原則の範疇には含まれない。訴えの提起支持の原則(15条)は、訴えの提起前に機能するものであり、厳密に言えば民事訴訟活動とは直接の関係はない。訴訟上の権利義務同等の原則と対等の原則(5条)は、涉外民事訴訟にのみ適用されるものであり、やはり基本原則とすべきではない。民族自治地方の適宜または補充的規定制定の原則(16条)は、立法授權規範であり、基本原則の属性を有さない。自由意思・合法調停の原則(9条)は、法院調停の基本原則の規定であり、法院調停手続の中で機能するが、民事訴訟の基本原則とするには相応しくないと解される⁵⁾。

民事訴訟の基本原則としては、当事者平等の原則(8条)、弁論の原則(12条)、信義誠実の原則(13条)、処分⁶⁾の原則(13条)が挙げられることに争いはない。しかし、民事裁判権人民法院行使の原則(6条)、人民法院の民事事件に対す

3) 江・肖主編・前掲注2) 48頁参照。

4) たとえば、李浩『民事訴訟法学〔第2版〕』(法律出版社・2014年) 29頁は、12条すべてを基本原則と捉えている。

5) 江・肖主編・前掲注2) 48・49頁参照。

る独立審判の原則（6条）、事実を根拠とし法律を準拠とする原則（7条）、各民族の言語・文字により訴訟を行う原則（11条）、人民検察院の民事訴訟に対する法律監督の原則（14条）については議論がある。肯定する見解は、これらは「憲法」と「人民法院組織法」の規定に基づき、民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟に共通して適用される原則ではあるが、これも民事訴訟の基本原則であるとする⁶⁾。

第二節 当事者平等の原則

一 当事者平等の原則の意義

民事訴訟法8条は、「民事訴訟の当事者は、平等な訴訟上の権利を有する。人民法院は、民事事件の審理にあたって、当事者の訴訟上の権利行使を保障し、便ししなければならない。当事者に対し法の適用において平等でなければならない。」と定める。当事者平等の原則は、立法には当事者の訴訟上の権利に対する平等な分配を、司法には当事者の訴訟上の権利行使の平等な保障を求める。当事者平等の原則は、民事訴訟法の基本原則体系の中で基礎的な地位にあり、重要な役割を有する。

二 当事者平等の原則の内容

1 当事者の訴訟上の地位の平等

当事者の訴訟上の地位の平等は、当事者が訴訟において平等な訴訟上の権利を有し、義務を負うことに体现される。

双方当事者は、1) 訴訟代理人に委任し、回避を申し立て、証拠を収集・提供し、弁論を行い、調停を求め、あるいは自ら進んで和解し、上訴・再審・執行を申し立てる等、同等の訴訟上の権利を有し、2) 訴訟上攻撃防御を行う相対立する地位にあることから、一方は訴え提起の権利を有し、相手方は反訴を提起し、答弁を行う権利を有するというように、対等な訴訟上の権利を有し、3) 平等に訴訟上の義務を負う。

2 人民法院の当事者の訴訟上の権利行使に対する平等な保障

当事者の訴訟上の地位の平等は、立法上の平等だけでなく、司法上の平等の保

6) 江・肖主編・前掲注2) 49頁、李・前掲注4) 28頁参照。